

公立大学法人下関市立大学事務職員の懲戒の手続に関する規程

令和 2 年 7 月 31 日

規 程 第 6 3 号

改正 令和 5 年 6 月 28 日規程第 27 号

公立大学法人下関市立大学事務職員懲戒規程（平成 2 3 年規程第 3 0 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学職員就業規則（平成 1 9 年規則第 3 号）、公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則（平成 1 9 年規則第 4 号）、公立大学法人下関市立大学臨時有期雇用職員就業規則（平成 2 1 年規則第 8 号）、公立大学法人下関市立大学臨時職員就業規則（平成 1 9 年規則第 5 号）、公立大学法人下関市立大学定年前再雇用短時間勤務職員就業規則（令和 5 年規則第 8 号）及び公立大学法人下関市立大学再雇用職員就業規則（令和元年規則第 7 号）に基づき、事務職員に対する懲戒処分の手続を定めることを目的とする。

（理事長による思料）

第 2 条 理事長は、事務職員について、公立大学法人下関市立大学職員就業規則第 7 6 条に定める懲戒の事由、公立大学法人下関市立大学有期雇用職員就業規則第 8 1 条に定める懲戒の事由、公立大学法人下関市立大学臨時有期雇用職員就業規則第 6 8 条に定める懲戒の事由、公立大学法人下関市立大学臨時職員就業規則第 2 5 条に定める懲戒の事由、公立大学法人下関市立大学定年前再雇用短時間勤務職員就業規則第 6 4 条に定める懲戒の事由又は公立大学法人下関市立大学再雇用職員就業規則第 6 6 条に定める懲戒の事由（以下「懲戒事由」という。）のいずれかが存在するおそれがあると思料する場合には、当該懲戒事由に係る情報を収集するものとする。

（事務職員懲戒委員会への諮問）

第 3 条 理事長は、情報収集の結果に基づき、当該事務職員に対して懲戒事由があると思料する場合には、理事会構成員を代表して事務職員懲戒委員会に懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合のその内容について諮問する。

2 理事長は、前項の規定による諮問を行った場合は、その直後に開催される理事会において、これを報告しなければならない。

（審議及び検討）

第 4 条 事務職員懲戒委員会は、前条の規定による諮問を受け、当該懲戒事由に係る事案について、公立大学法人下関市立大学事務職員懲戒委員会規程（令和 2 年規程第 2 9 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号に掲げる事項に関し、審議及び検討をする。

2 事務職員懲戒委員会は、必要に応じて、当該事案の調査をするため、事案ごとに調査委員会を設置することができる。

3 調査委員会の委員は、3名程度とし、事務職員懲戒委員会の意見を聴き、事務職員及び学外の専門家の中から事案に応じてその都度理事長が指名する。

4 調査委員会は、必要に応じて、本学の事務職員以外の法律家等の補助を求めることができる。

5 調査委員会は、委員長を1名選び、当該事案について調査を行い、その調査経過及び結果を事務職員懲戒委員会に書面で報告する。

6 事務職員懲戒委員会は、調査委員会を設置したときは、前項の調査委員会の報告を参考にして審議及び検討をする。

(弁明の機会の付与)

第5条 事務職員懲戒委員会は、当該事案につき審議を行うに際して、対象となる事務職員に審議対象事案についてあらかじめ告知したのち、書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。この場合において、当該弁明が口頭によるときは、当該事務職員は1名の補佐人を付けることができる。

(理事長及び理事会への報告)

第6条 事務職員懲戒委員会は、第3条第2項の規定により諮問された事案の審議経過及び結果について、理事長に書面で報告する。

2 理事長は、前項の規定による報告を受けた場合は、直後に開催される理事会において、これを報告しなければならない。

(懲戒処分決定)

第7条 理事会は、前条の規定による報告を受けたときは、当該事案について懲戒処分の要否及び懲戒処分を要する場合のその内容を議決する。

(懲戒処分の発令)

第8条 理事長は、前条の規定による理事会の議決に基づいて、当該事務職員に対する懲戒処分を発令する。

2 理事長は、前項の発令にあたって、処分理由書を当該事務職員に交付しなければならない。

(不服申立て)

第9条 当該事務職員が懲戒処分について不服がある場合には、処分を受けた日から30日以内に書面をもって理事長に申し出ることができる。

2 理事長は、前項の不服申立てがあった場合には、理事会での議決を経て事務職員懲戒委員会に再調査を付託するものとする。

附 則

この規程は、令和2年7月31日から施行する。

附 則 (令和5年6月28日規程第27号)

この規程は、令和5年6月28日から施行する。